

## 広島県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和八年二月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和八年二月九日

広島県知事 横田美香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八六号 大竹市小方町小方字東山四八六番地先から 大竹市小方町小方字東山五〇四番一地先まで	大竹市小方町小方字東山四八六番地先から 大竹市小方町小方字東山五〇四番一地先まで	令和八年二月九日